债券内容説明書 令和7年●月●日現在

広島県·広島市折半保証 第 38 回 · 第 39 回 広島高速道路債券



広島高速道路公社

本債券内容説明書(以下「本説明書」という。) において記載する「広島県・広島市 折半保証第38回・第39回広島高速道路債券」(以下「本債券」という。) は、地方 道路公社法(昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。)第27条の2に基づ き、広島高速道路公社(以下「当公社」という。)が発行する公募債券です。

本債券は、広島県及び広島市(以下「設立団体」という。)が折半して債務保証をしている公募債券です。詳細については本説明書3ページ、6ページ、30ページ及び31ページをご覧ください。

本債券については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等を基に、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。

また、保証体である設立団体に関する事項については、本説明書においては開示しておりません。

当公社の財務諸表は、公社法及び地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号。以下「公社法施行規則」という。)、並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書に関するお問い合わせ先 広島県広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 総務部総務課 電話番号 082-508-6848(代表)

		頁
第一部	証券情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第1	募集要項1 新規発行債券(5年債)2 債券の引受け及び債券に関する事務(5年債)3 新規発行債券(10年債)4 債券の引受け及び債券に関する事務(10年債)5 新規発行による手取金の使途	2 2 5 6 9
第二部	法人情報	10
第 1	法人の概況 1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 職員の状況	11 11 13 14 31 31
第 2	事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	1 業績等の概要 2 対処すべき課題 3 事業等のリスク 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動 6 財政状態及び経営成績の分析	32 39 43 44 44 45
第 3	設備の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況(事業資産) 3 設備の新設、除却等の計画	47 47 48
第 4	法人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	1 基本金の推移2 役員の状況3 コーポレート・ガバナンスの状況	49 49 51
第 5	財務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	 財務諸表の作成方法 財務諸表等 (1)令和6事業年度 ①監事の意見書 ②財務諸表 (2)令和5事業年度 ①監事の意見書 ②財務諸表 	52 52 53 53 54 57

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、令和7年4月1日現在のものです。
 - 2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
 - 3. 当公社の事業年度は、各年の4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。本説明書中、「令和6事業年度」とは、令和6年4月1日に開始し令和7年3月31日に終了した事業年度をいい、他の表記もその例に倣います。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券(5年債)

銘 柄	広島県·広島市折半保証 第 38 回広島高速道路債券	債券の総額	金●百万円		
記名・無記名の別	_	発行価額の総額	金●百万円		
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和●年●月●日		
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込 金に振替充当する。申込証拠 金には利息を付けない。		
利 率	年●%	払 込 期 日	令和●年●月●日		
利 払 日	毎年●月●日及び ●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店		
償 還 期 限	令和●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号		
募集の方法	一般募集				
利息支払の方法	 1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和●年●月●日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息を付けない。 2 利息の支払場所 				
償還の方法	別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。 1 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和●年●月●日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。				
担 保	本債券には担保は付されてお 資産はない。	らず、また、本債券	学のために特に留保されている		

保	証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決(広島県 令和7年3月17日議決、広島市 令和7年3月27日議決)に基づき、設立団体が折半して保証する。
財務上	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
の特約	その他の条項	該当事項なし
取	得格 付	該当事項なし
		1 振替債
		本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
		2 募集の受託会社
		(1)本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社広島銀行とする。
		(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済 を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切 の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
		(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受 託会社との間の令和●年●月●日付広島県·広島市折半保証第 38 回広島 高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。
مادا		(4)募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関 の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
摘	要	3 公告の方法
		(1)当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項で あって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要がある と認める事項がある場合は、これを公告する。
		(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。
		4 債券原簿の公示
		当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
		5 本債券の発行要項の変更
		(1)当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大 なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができ る。
		(2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容 を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認め た場合はこの限りでない。

- 6 本債券の債権者集会
 - (1)本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部 についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項 について決議をすることができる。
 - (2)債権者集会は、広島市において行う。
 - (3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、 債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集 会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な 事項を公告する。
 - (4)本債券の総額(償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
 - (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有する。
 - (6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。
 - (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権 の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3 分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - (8)前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行 要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
 - (9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。
 - (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。
 - (11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。
- 7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
 - (1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
- 8 元利金の支払

本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の 業務規程その他の規則に従って支払われる。

摘 要

2 債券の引受け及び債券に関する事務(5年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの 条件
債券	SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	•	1 引受人は本債 券の全額につ き、共同して 買取引受を行 う。
の引	三菱UF J モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号	•	2 本債券の引受 手数料は各債 券の金額 100 円につき金
け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	•	22.5 銭とす る。
	計		•	
	募集の受託会社の名称	1	生 所	
債券に関する事務	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町	·一丁目3番8	号

3 新規発行債券(10年債)

<u> </u>	(20 00/				
銘 柄	広島県·広島市折半保証 第 39 回広島高速道路債券	債券の総額	金●百万円		
記名・無記名の別	_	発行価額の総額	金●百万円		
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和●年●月●日		
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込 金に振替充当する。申込証拠 金には利息を付けない。		
利率	年●%	払 込 期 日	令和●年●月●日		
利 払 日	毎年●月●日及び ●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店		
償還期限	令和●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号		
募集の方法	一般募集				
	1 利息支払の方法及び期限				
	年●月●日を第1回の3 後、毎年●月●日及び 支払う。	支払期日としてその ●月●日の2回に、	期日までこれを付け、令和● 日までの分を支払い、その 各その日までの前半か年分を		
利息支払の方法	(2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計 算する。				
	(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。				
	(4)償還期日後は、利息を付けない。				
	2 利息の支払場所				
	別記「摘要」欄「8 元利金	の支払」記載のとお	રેંગે.		
	1 償還金額				
	各債券の金額 100 円につき	金 100 円			
	2 償還の方法及び期限				
	(1)本債券の元金は、令和●年●月●日にその総額を償還する。				
償還の方法	(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこと繰り上げる。				
	(3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。				
	3 償還元金の支払場所				
	別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。				
担 保	本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている 資産はない。				
保証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立 団体である広島県及び広島市の議会議決(広島県 令和7年3月17日議決、 広島市 令和7年3月27日議決)に基づき、設立団体が折半して保証する。				

	1			
財務上	担保	提供	制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
の特約	その	他の	条項	該当事項なし
取	得	格	付	該当事項なし
				1 振替債
				本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
				2 募集の受託会社
				(1)本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社広島銀行とする。
	letr at			(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済 を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切 の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
				(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受 託会社との間の令和●年●月●日付広島県·広島市折半保証第 39 回広島 高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。
مادا				(4)募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関 の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
摘		要	3 公告の方法	
				(1)当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項で あって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要がある と認める事項がある場合は、これを公告する。
				(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。
				4 債券原簿の公示
				当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
				5 本債券の発行要項の変更
				(1)当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大 なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができ る。
				(2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容 を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認め た場合はこの限りでない。

- 6 本債券の債権者集会
 - (1)本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部 についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項 について決議をすることができる。
 - (2)債権者集会は、広島市において行う。
 - (3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、 債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集 会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な 事項を公告する。
 - (4)本債券の総額(償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
 - (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有する。
 - (6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。
 - (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権 の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3 分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - (8)前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行 要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
 - (9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。
 - (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。
 - (11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。
- 7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
 - (1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
- 8 元利金の支払

本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の 業務規程その他の規則に従って支払われる。

摘 要

4 債券の引受け及び債券に関する事務(10年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの 条件
債券	SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	•	1 引受人は本債 券の全額につ き、共同して 買取引受を行 う。
の 引 受	三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号	•	2 本債券の引受 手数料は各債 券の金額 100 円につき金
け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	•	30 銭とす る。
	計		•	
	募集の受託会社の名称	,	住 所	
債券に関する事務	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町	丁一丁目3番8	号

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●千円	●千円	●千円

⁽注)上記金額は、第38回広島高速道路債券及び第39回広島高速道路債券の合計額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額●千円は、その全額を令和8年3月末までに公社法第21条第1項及び広島高速道路公社定款(以下「定款」という。)第13条第1項に定める道路の新設及び借換資金の支出に充当する予定です。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	令和2 事業年度	令和3 事業年度	令和4 事業年度	令和 5 事業年度	令和6 事業年度
経常収益	11, 445	11, 754	12, 604	12, 821	12, 968
道路料金収入	10, 776	11, 229	12, 144	12, 057	12, 344
道路管理費	4, 902	5, 375	4, 959	6, 480	7, 944
償還準備金繰入 *1	4, 609	4, 525	5, 930	4, 407	3, 271
償還準備積立金繰入 *2	281	28	51	109	258
支払利息 *3	1, 129	976	898	882	883
有利子負債残高 *4	192, 196	195, 701	194, 986	197, 095	196, 742
償還準備金 *5	67, 371	71, 896	77, 826	82, 367	85, 638
償還準備積立金 *6	12, 882	12, 910	12, 961	13, 070	13, 328
基本金 *7	86, 627	87, 302	88, 005	90, 052	91, 555
純資産額 *8	86, 762	87, 437	88, 139	90, 052	91, 555
総資産額 *9	412, 307	413, 121	412, 115	419, 753	422, 057
職員数 *10	65 人	73 人	75 人	78 人	77 人

※1 当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。 ※2 消費税は税込方式によっています。

◇主要な経営指標等の説明

- *1 償還準備金繰入=毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差(収支差)
- *2 償還準備積立金繰入=毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- *3 支払利息=債券利息+借入金利息(地方公共団体借入金、地方公共団体金融機構借入金、市中銀行等借入金)
- *4 有利子負債残高=道路債券+地方公共団体借入金+地方公共団体金融機構借入金+市中銀行等借入金
- *5 償還準備金=償還準備金繰入の累計
- *6 償還準備積立金=償還準備積立金繰入の累計
- *7 基本金=地方公共団体(設立団体)の出資金
- *8 純資産額=基本金+剰余金
- *9 総資産額=流動資産+固定資産+繰延資産=資産合計
- *10 職員数=各事業年度4月1日現在の定員(役員を除く。)

〔参考〕広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	令和 2 事業年度	令和3 事業年度	令和4 事業年度	令和 5 事業年度	令和6 事業年度
営業中道路に係る収益 A *11	11, 116	11, 395	12, 301	12, 304	12, 582
営業中道路に係る費用 B *12	6, 507	6, 870	6, 371	7, 897	9, 311
償還準備金繰入 A-B	4, 609	4, 525	5, 930	4, 407	3, 271
収支率 B/A *13	58. 5%	60.3%	51.8%	64.2%	74.0%
道路資産 C *14	304, 279	304, 279	304, 279	304, 279	304, 279
償還準備金 D	67, 371	71, 896	77, 826	82, 367	85, 638
償還準備積立金 E	12, 882	12, 910	12, 961	13, 070	13, 328
要償還額 C-D-E *15	224, 026	219, 473	213, 492	208, 842	205, 313
償還率 (D+E)/C *16	26. 4%	27.9%	29.8%	31.4%	32.5%

◇広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

- *11 営業中道路に係る収益=道路料金収入+ETCマイレージ還元負担金収入+ETCマイレージ引当金戻入+業務雑収入+道路部門の業務外収益
- *12 営業中道路に係る費用=道路管理費+ETCマイレージ還元負担金+ETCマイレージ 引当金繰入+一般管理費(一般管理費、退職給付費用、賞与引当金繰入額、減価償却 費)+業務外費用
- *13 収支率 (%) = (営業中道路に係る費用/営業中道路に係る収益)×100
- *14 道路資產=営業中道路投資額
- *15 要償還額=道路資産-償還準備金-償還準備積立金
- *16 償還率 (%) = ((償還準備金+償還準備積立金)/道路資産)×100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会(構成:建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団)において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方が取りまとめられました。

平成6年12月には、この計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市において種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積極的に進めることが合意されました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出 資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当公社が設立されました。

(2) 設立以降

2) 設立以降	
年 月	事項
平成 9 年 6月	広島高速道路公社の設立
	安芸府中道路(高速 1 号線)の都市計画の決定
平成 9 年 9月	広島高速道路(4 路線)の整備計画及び工事実施計画の許可(建設大臣)
平成 9 年 10月	高速 1 号線(馬木~間所間)4. 2km の供用(一般有料道路安芸府中道路から
	高速1号線へ移行(広島県道路公社から道路取得))
平成 11 年 3月	東部線(高速 5 号線)の都市計画の決定
	安芸府中道路の都市計画の変更
	府中仁保道路(高速 2 号線)の都市計画の変更
平成 11 年 12月	広島西風新都線(高速 4 号線)の都市計画の変更
平成 12 年 3月	高速 3 号線(仁保~宇品間)2.6km を供用
平成 12 年 9月	広島高速道路の整備計画の第1回変更(高速5号線の追加)許可(建設大臣)
	※工事実施計画の変更を含む。
平成 13 年 3月	東部線の都市計画の変更
	府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 7月	府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 10月	高速 4 号線(中広~沼田間)4.9km を供用
平成 18 年 2月	広島高速道路の整備計画の第2回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可
	(国土交通大臣)※工事実施計画の変更を含む。
平成 18 年 10月	高速 1 号線延伸区間(広島東~馬木間)2.3km を供用
	高速1号線都市高速広島東料金所 ETC(自動料金収受システム)運用開始
平成 18 年 12月	安芸府中道路の都市計画の変更
平成 19 年 7月	広島南道路(高速3号線)の都市計画の変更
平成 20 年 4月	全料金所でETCの運用を開始
平成 22 年 4月	高速 2 号線(温品~仁保間)5.9km、高速 3 号線(宇品~吉島間)2.2km を供用
	全料金所で無線通行によるETC運用開始
	新たな料金制度(対距離料金制)・割引制度の導入
平成 26 年 3月	広島高速道路の整備計画の第3回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可
	(国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。
	高速 3 号線(吉島〜観音間)2.9km を供用
平成 28 年 12月	広島高速道路の整備計画の第4回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可
	(国土交通大臣)※工事実施計画の変更を含む。
令和 2 年 1月	広島高速道路の整備計画の第5回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可
	(国土交通大臣)※工事実施計画の変更を含む。
令和 5 年 10月	広島高速道路の整備計画の第6回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可
	(国土交通大臣)※工事実施計画の変更を含む。
令和7年7月	広島高速道路の整備計画の第7回変更(事業費の変更)許可(国土交通大臣)
	※工事実施計画の変更を含む。

3 事業の内容

- (1) 当公社の概要
 - ① 目 的 当公社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
 - ② 設立団体 広島県、広島市
 - ③ 基本財産 91,555百万円(設立団体が2分の1ずつ出資) (基本金)
 - ④ 業務の範囲 当公社は、公社法及び定款により、次の業務を行います。
 - ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
 - イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき行う道路の用に供する土地の造成を 主たる目的とする土地区画整理事業
 - ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その 他地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「公社法施行令」 という。)第4条で定める施設の建設及び管理
 - エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託 に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と 一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その 他公社法施行令第5条に定める施設(以下「事務所等」という。)の建設及 び管理
 - キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の 新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等 の建設及び管理
 - ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務
- (2) 国及び広島県、広島市との関係
- ① 公社法に基づく主な認可、承認等
 - ア 設立の認可(公社法第8条、第9条)

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

当公社は、平成9年3月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年5月30日に建設大臣(当時)の設立認可を受け、同年6月3日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更(公社法第5条、第22条)

当公社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ウ 役員の任命(公社法第13条)

当公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当公社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

エ 予算、事業計画及び資金計画(公社法第24条)

当公社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

オ 財務諸表等の提出(公社法第26条)

当公社は、毎事業年度、財務諸表(財産目録、貸借対照表及び損益計算書)を作成し、決算完 結後2か月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

カ 報告及び検査(公社法第38条)

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

キ 監督命令(公社法第39条)

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

ク 監督権限(公社法施行令第8条)

上記公社法第38条又は第39条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

② 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。)に基づく主な許可等

ア 整備計画 (特措法第12条、第16条)

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者(広島県及び広島市。以下「道路管理者」という。)の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

イ 料金及び料金徴収期間(特措法第13条、第16条)

当公社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③ 広島県及び広島市による監査

ア 広島県及び広島市の監査委員による監査

当公社は、地方自治法第199条第7項後段及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の7第1項に基づき、広島県及び広島市の監査委員による監査の対象となっております。

直近では、令和6年11月に令和6事業年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした広島市監査委員による監査を受け、重要な点において指摘事項等はありませんでした。

イ 広島県及び広島市の包括外部監査人による監査

当公社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、広島県及び広島市の包括外部監査人による監査の対象となっています。

「参考」当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法(昭和43年法律第100号)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。

当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

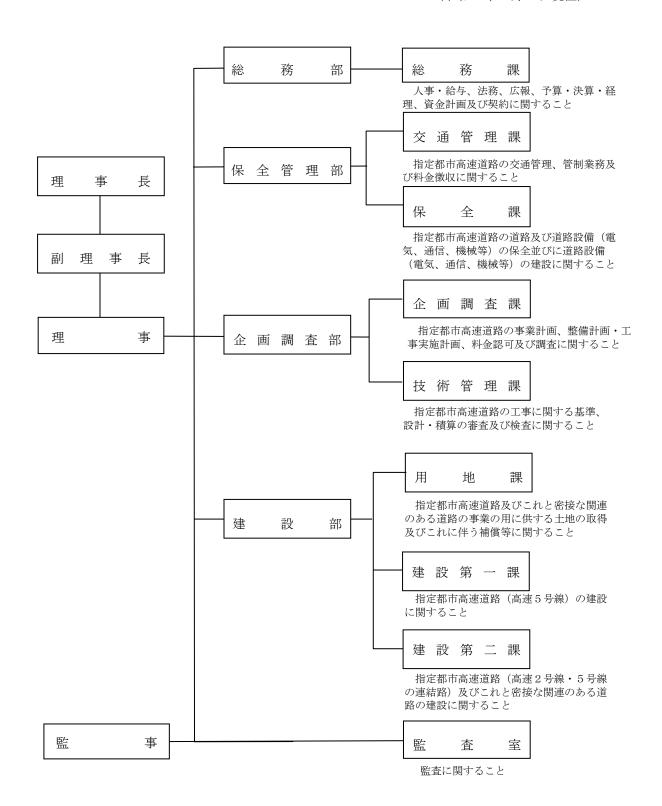
地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

また、地方自治法第 252 条の 37 では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

(3) 当公社の組織

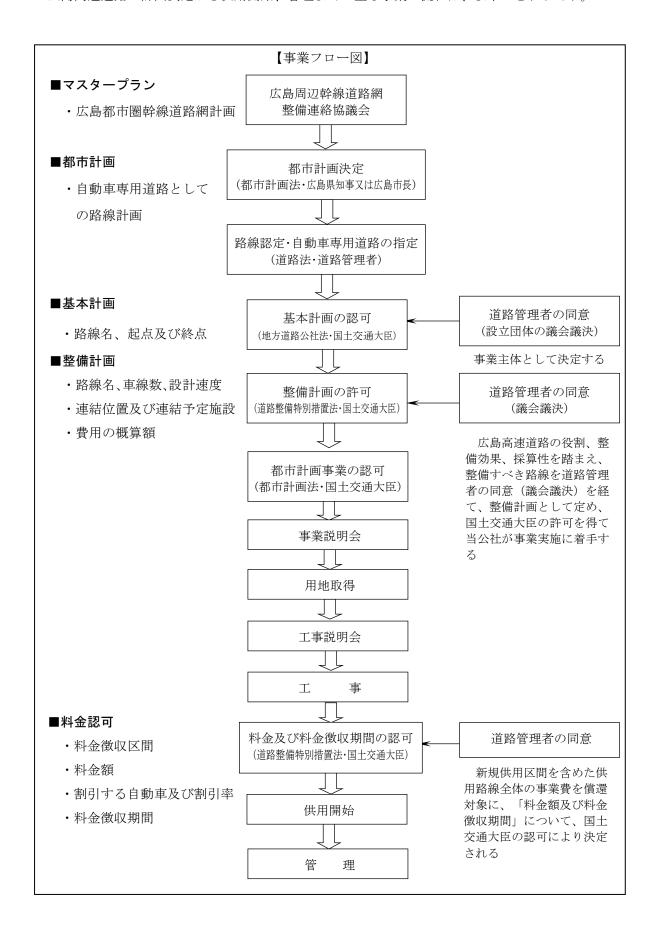
当公社における組織体制は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)



(4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



(5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

① 事業計画

ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

基	本 計 画	耳	(参考)
路線名	管理	の区間	都市計画法上の
(道路法上の名称)	起点	終点	名称
広島高速 1 号線	広島市	広島市	安芸府中道路
(県道広島東インター線)	東区福田町	東区温品二丁目	, , , , , , ,
広島高速2号線	広島市	広島市	府中仁保道路
(県道府中仁保線)	東区温品町	南区仁保沖町	
広島高速 3 号線	広島市	広島市	
		西区商工センター	広島南道路
(市道広島南道路)	南区仁保沖町	一丁目	
広島高速 4 号線			
(市道西1区広島西風新都線)			
(市道西3区広島西風新都線)	広島市	広島市	広島西風新都線
(市道安佐南4区広島西風新都線)	西区中広町一丁目	佐伯区五日市町石内	
(市道安佐南 4 区 518 号線)			
(市道佐伯 1 区 380 号線)			
広島高速 5 号線	広島市	広島市	東部線
(県道温品二葉の里線)	東区温品町	東区二葉の里三丁目	777

広島高速道路は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路、広島西風新都線、東部線(安芸府中道路〜広島駅北口間)の5路線と、今後、都市計画決定等の計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしている東部線(広島駅北口〜広島西風新都線間)、南北線(仮称)、草津沼田道路(仮称)の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

広島高速1号線 山陽自動車道 広島東IC

広島高速2号線 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)

広島高速3号線 東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス (広島南道路を介して) 西方面 広島岩国道路 (広島南道路を介して)

広島高速 4 号線 山陽自動車道 五日市 I C

広島高速 5 号線 山陽自動車道 広島東 I C (広島高速 1 号線を介して)

広島高速道路図



案内名称 路線番号・都市計画道路法上の名称を道路標識などにより表示・提供を行っています。

路線番号	路線名	都市計画道路法上の名称	区間	延 長(km)
	高速1号線	安芸府中道路	都市高速広島東~温品JCT	6.5
2	高速2号線	府中仁保道路	温品JCT~仁保JCT	5.9
3	高速3号線	広島南道路	仁保JCT~都市高速観音	7.7
4	高速4号線	広島西風新都線	中広~沼田	4.9
5	高速5号線	東部線	温品JCT~広島駅北口	4.0 (事業中)
				合計 29.0

イ 整備計画

広島高速道路の整備計画は、広島高速 1 号線から 5 号線の 5 路線 延長 29.0km を、総事業費約 4,490 億円で、令和 10 事業年度末までに建設することとしています。

手続の流れにつきましては、本説明書の18ページ「(4)事業の流れ」及び25ページ「④当公社の料金制度 イ料金の決定手続」をご参照ください。

路	線名名	区間	工期	延長* (km)	事業費 (億円)
広 島 高 速 1 号 線 (安芸府中道路)	県道 広島東インター線	広島市東区福田町~ 東区温品二丁目	H9~H21 (H9, H18 供用)	(6. 5) 6. 5	
広 島 高 速 2 号 線 (府中仁保道路)	県道 府中仁保線	広島市東区温品町~ 南区仁保沖町	H11~H25 (H22 供用)	(5. 9) 5. 9	
広 島 高 速 3 号 線 (広島南道路)	市道 広島南道路	広島市南区仁保沖町~ 西区観音新町四丁目	H9∼H25 (H11, H22, H25 供用)	(7. 7) 7. 7	約 4, 490
広 島 高 速 4 号 線 (広島西風新都線)	市道 広島西風新都線	広島市西区中広町一丁 目~安佐南区大塚東町	H9∼H21 (H13 供用)	(4. 9) 4. 9	
広 島 高 速 5 号 線 (東 部 線)	県道 温品二葉の里線	広島市東区温品町〜 東区二葉の里三丁目	H12∼R10	4. 0	
計 (25.0) 29.0					

※ ()は、供用延長で内数です。

整備計画における広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

路	線	名	広島高速1号線、2号線、4号線、5号線	広島高速3号線
車	線	数	4 車線*	
道路	各の区	分	道路構造令第2種第2級	道路構造令第2種第1級
設	計 速	度	60km/h	80km/h
一車	線の軸	畐員	3. 25 m	3.50 m

※ 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、暫定的 に2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ、残りの2車線を完成するものと しています。

ウ 収支計画

料金認可(平成26年3月)における収支計画のイメージ図は、次のとおりとなっています。

料金認可の償還計画イメージ図



※ 料金認可(平成26年3月)の値を使用し、現在供用中の路線である、広島高速1号線、2 号線、3号線、4号線の料金収入や建設・管理に要する収入・費用に基づく償還計画をイメージとして作成しています。換算起算日(全路線の平均的開通日・平成18年10月)から36年8か月で償還が完了する計画です。

現在建設中の広島高速5号線が供用開始された場合には、新たな償還計画に基づいたイメージ図に変更される予定です。

② 管理の概要

ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速1号線の都市高速広島東ICから温品JCTまでの区間約6.5km、広島高速2号線の温品JCTから仁保JCTまでの区間約5.9km、広島高速3号線の仁保JCTから都市高速観音までの区間約7.7km、広島高速4号線の中広から大塚東町までの区間約4.9kmの計約25.0kmです。

	区間	広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで					
広	構造基準	道路構造令第2種第2級					
島高		供用延長約6.5km					
· 速 1	道路規模	車 線 数 往復分離4車線					
号線		幅 員 一車線幅員 3.25m					
形化	供用開始日	平成9年10月1日 (広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで) 平成18年10月16日 (広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで)					
	区間	広島市東区温品町から広島市南区仁保沖町まで					
広	構造基準	道路構造令第2種第2級					
島		供 用 延 長 約 5.9km					
高速	道路規模	車 線 数 往復分離4車線(※往復分離2車線)					
2 号		幅 員 一車線幅員 3.25m					
号線	供用開始日	平成 22 年 4 月 26 日					
※ 広島市南区東雲三丁目から広島市南区仁保四丁目までの区間は2車線の完成をも 供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている。							
	区間	広島市南区仁保沖町から広島市西区観音新町四丁目まで					
	構造基準	道路構造令第2種第1級					
広		供 用 延 長 約 7.7km					
島高	道路規模	車 線 数 往復分離4車線(※往復分離2車線)					
速		幅 員 一車線幅員 3.25m又は3.50m					
3 号線	供用開始日	平成 12 年 3 月 19 日 (広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで) 平成 22 年 4 月 26 日 (広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目まで) 平成 26 年 3 月 23 日 (広島市中区光南四丁目から広島市西区観音新町四丁目まで)					
	※ 広島市南区宇品海岸三丁目から広島市西区観音新町四丁目までの区間は2車線のデ もって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている						
	また、この区間の一車線幅員は、3.25mとしている。						
	区間	広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区大塚東町まで					
広島	構造基準	道路構造令第2種第2級					
高速		供 用 延 長 約 4.9km					
4	道路規模	車 線 数 往復分離4車線					
号線		幅 員 一車線幅員 3.25m					
	供用開始日	平成 13 年 10 月 2 日					

		本線部分		60km/h			
	速度制限	ランプ部分		40km/h • 50km/h • 60km/h			
		車両制限令第3条によ	車両制限令第3条による。ただし、特別に許可を受けた車両は除く。				
通行条件		重量	総 重 量 2	5 t			
	車両制限	里 里	軸 重 1	0 t			
			幅 2.	5m			
		寸 法	高 さ 4.	1 m			
			長 さ 12.	0m			

③ 都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

限られた予算の中で、計画されている都市内のすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④ 当公社の料金制度

一般道路は税金で造られていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共 事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で 道路を造り利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度が制定(昭和27年)さ れ、広島高速道路もこの制度によって建設されています。

ア 通行料金決定の基本的な考え方

(7) 償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用(建設費、維持管理費及び借入金利息)を賄うこと(営利目的でないことから、利潤は含んでいません。)

(4) 公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

イ 料金の決定手続

当公社が作成した料金案について、道路管理者の同意を得た上で、国土交通大臣の認可を得る手続が必要となります。

当公社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して 初めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期に より料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一 定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料 金プール制が採用されています。

工 料金制

供用している広島高速道路 4 路線では、平成 22 年 4 月、広島高速 2 号線、3 号線Ⅱ期の新規供用に伴い、距離に応じて料金を定めた「対距離料金制」を採用しています。これは、「対距離料金制」が距離に応じた公平で使いやすい料金体系であること、短い区間でも利用しやすい料金とすることが可能であり、高速道路の有効活用が図られること、これまでの供用区間の料金の据え置きが可能となることによるものです。

才 料金収受期間

広島高速道路の料金収受期間は、換算起算日から60年以内とされています。

料金収受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、これでは後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金収受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

(6) 広島高速道路の料金

供用区間に係る料金については、料金認可(平成26年3月)及び令和元年10月1日の消費税率等の引上げに基づいて以下のとおり定めております。

広島高速道路の料金については、国土交通大臣の認可を受けて決めることとなります。手続の流れについては、本説明書の18ページ「(4)事業の流れ」及び25ページ「④当公社の料金制度 イ料金の決定手続」をご参照ください。

① 料金表

○ 広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線

(単位:円)

											(+1/1/2.	
580 730	580 730		580 730	580 730	580 730		470 580		310 370			都市高速 広島東 福田
580 730	580 730		580 730	580 730	520 680		370 470		210 260		馬木	ЩН
580	580 730		580	580	420 520		260		50	温品		
730	730		730	730	520		310		100	150 310	420 730	630 1,000
580 730	580 730		580 730	470 580	260 310		150 210	矢賀				
							府中	370 580		520 890	790 1,310	940 1,570
580 730	580 730		470 580	310 370	150 210	大州						
					東雲	370 580		520 890		890 1,470	1,100 1,890	1,200 2,040
580 730	470 580		150 210	※仁保 仁保 JCT		630 1,000		940 1,570		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040
			宇品	370 580		940 1,570		1,200 2,040		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040
310 420	150 210	出島										
	吉島	370 580		940 1,570		1,200 2,040		1,200 2,040		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040
都市高速 観音		680 1,150		1,200 2,040		1,200 2,040		1,200 2,040		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040

- ※1「仁保」入口から広島高速1号線、2号線方面の通行はできません。また、高速1号線、2号線方面から「仁保」出口への通行はできません。ただし、「仁保JCT」(海田大橋又は広島呉道路)方面から広島高速1号線、2号線方面へは通行できます。
- ※2「仁保」出入口と坂料金所(広島呉道路)の間、「仁保」出入口と海田料金所(海田大橋)の間は、広島 高速道路の通行料金は不要です。

○ 広島高速 4 号線 (単位・円)

	<u>(</u>
310 420	沼田
中広	680 1, 150

凡例	
上段/軽自動車等 下段/普通車	出入口名
出入口名	上段/大型車 下段/特大車

② 障がい者割引

身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障がい者若しくは重度の知的障がい者が同乗し、障がい者本人以外の人が運転する場合に対し、現金又はETCで徴収する通行料金を50%割引します。(事前に福祉事務所等で登録が必要)

③ ETCの料金割引

ア 時間帯割引

10%割引 (6 時~9 時、17 時~20 時)

イ 乗継割引

広島高速 1、2、3 号線と広島高速 4 号線を乗継ぎ (90 分以内) した場合の割引 最大 420 円割引 (普通車の場合)

ウ マイレージサービス

利用頻度に応じた割引 (一般利用者向け)

7/13/2/C1-/2-01-01-01-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1					
サナポノハル	加算ポイント	100 円につき			
基本ポイント	月間利用額区分	100円につき			
	5 千円以下の部分	0 ポイント			
1 通行ごと	5 千円を超え1万円以下の部分	3 ポイント			
100 円につき	1万円を超え2万円以下の部分	6 ポイント			
1ポイント	2万円を超え3万円以下の部分	12 ポイント			
	3万円を超えた部分	19 ポイント			

エ コーポレート割引

利用頻度に応じた割引 (事業者向け)

月間利用額区分	割引率
5 千円以下の部分	0%
5 千円を超え1万円以下の部分	4%
1万円を超え2万円以下の部分	7%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

オ 路線バス割引

事前登録した路線バスがETCを利用する際の割引 30%割引

(7) 当公社の資金調達について

① 現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

	無利力	子資金	有利于	产資金	₽L
	政府借入金	出資金	県市借入金	民間等借入金	計
資金計画	約 1,444 億円	約 995 億円	約 1, 250 億円	約 801 億円	約 4, 490 億円

※項目ごとに端数処理しているため、計において合わないことがあります。

② 各資金の内容及び借入(受入)状況

ア 政府借入金

当公社は、特措法第20条の規定により、国から有料道路整備資金貸付金を借り入れています(公社法第28条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています。)。その償還期間は20年(うち据置5年)です。令和6事業年度末までの政府借入金借入総額は、133,287,000千円で、このうち令和6事業年度末における借入残高は、30,341,677千円です。

イ 出資金

当公社は公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。令和6事業年度末までの出資金受入総額(基本財産の額)は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

広 島 県	45,777,300 千円
広 島 市	45,777,300 千円
<u></u>	91, 554, 600 千円

ウ 県市借入金

当公社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます(特別転貸債)。その償還期間は20年(うち据置5年)です。令和6事業年度末までの県市借入金借入総額は、次のとおりです。

広 島	県	58, 553, 700 千円
広 島	市	58, 553, 700 千円
計		117, 107, 400 千円

このうち令和6事業年度末における借入残高は、28,301,071千円です。

工 民間等借入金

当公社が市中銀行等から資金調達するもので、資金調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。令和6事業年度末までの民間等借入金借入総額は、317,750,000千円で、その内訳は次のとおりです。ここには、建設事業資金として充当した資金(地方公共団体金融機構からの借入により調達した資金10,009,000千円、市中銀行からの借入により調達した資金の一部53,576,000千円及び道路債券の発行により調達した資金の一部11,790,000千円)を含んでいます。

地方公共団体金融機構借入金 市中銀行等借入金 道路債券

10,009,000 千円 56,791,000 千円 250,950,000 千円

計

317,750,000 千円

このうち令和6事業年度末における借入残高は、168,441,109千円です。

オ 建設事業費の借換

当公社では、平成 19 事業年度から道路債券の発行による資金調達を実施しております。 令和 6 事業年度末までの発行総額は 250,950,000 千円であり、このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、165,950,000 千円です。

調達した資金は、建設事業資金の元金償還に充当しますが、上記発行総額のうち11,790,000千円については、建設事業資金の一部として充当しております。

また、市中銀行からも借換資金を調達しております。令和6事業年度末までの市中銀行からの借入総額56,791,000千円のうち3,215,000千円が借換資金となっており、このうち令和6事業年度末における借入残高は、1,800,000千円です。

③ 本債券における設立団体の債務保証について

ア 設立団体による債務保証

公社法第28条の規定により、設立団体は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する 法律」(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契 約をすることができるとされています。

なお、「地方道路公社法の施行について」 (昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達) 記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
- (4) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させることとされています。

イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為 として、債務保証の期間及び限度額が定められており、令和7年3月17日に広島県議会、同 年3月27日に広島市議会の議決を経ています。

令和7年度広島県一般会計予算(令和7年3月17日可決)-抜粋-

第2表 債務負担行為

事 項	期間	限度額
「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	18, 028, 000 千円

令和7年度広島市一般会計予算(令和7年3月27日可決)-抜粋-

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7,77	10.1 25 151
広島高速道路公社借入資金債務保証金 (令和6年度有料道路事業分)	令和7年度から 令和27年度まで	18, 028, 000 千円

4 関係会社の状況

当公社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

			令和6事業年度	令和7事業年度	増減
職	員	数	77 名	76 名	1名減

※1 上表は、各事業年度4月1日現在の正規職員の定員数(役員を除く。)を記載しています。 ※2 令和7事業年度の職員数のうち設立団体からの派遣職員は39名です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

令和 6 事業年度の収益は 12,840 百万円 *1 となっています。そのうち道路料金収入(ETCマイレージ還元負担金収入及びETCマイレージ引当金戻入を含む。)が 12,394 百万円と全体の 96.5%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	令和 5 事業年度	令和 6 事業年度	内 容
経常収益	12, 413	12, 840	※ 1
業務収入	12, 292	12, 569	
道路料金収入	12, 057	12, 344	営業中の高速道路の通行料金収 入
ETCマイレージ還元負担金収入	51	49	当公社付与のETCマイレージ還元額を 使用して広島高速道路を通行した場合に おける料金収入
ETCマイレージ引当金戻入	1	1	当該事業年度において消滅したETCマ イレージ還元額の所要見積額
業務雑収入	183	175	道路占用料、原因者負担金等の 収入
業務外収益	121	271	受取利息、保険金収入等
合 計	12, 413	12, 840	

^{※1} 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

^{※2} 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(2) 費用の状況

令和6事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受の委託等に要する事業資産管理費が8,026百万円、営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人件費や有形固定資産の減価償却費などの一般管理費が361百万円、営業中道路の借入金等の利息などの業務外費用が924百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる 3,271 百万円は償還準備金繰入に、道路建設に係る消費税還付金相当額の 258 百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

	۸	۸	(早位·日 <i>万</i> 円)
勘定科目	令和5	令和6	内 容
, , c 11 11	事業年度	事業年度	
経常費用	12, 413	12, 840	
事業資産管理費	6, 564	8, 026	
道路管理費	6, 480	7, 944	営業中の高速道路の維持補修、料金収受 等の直接費用
ETCマイレージ還元負担金	84	82	当公社付与のETCマイレージ還元額を 使用した有料道路料金
ETCマイレージ引当金繰入	_	_	当該事業年度において発生したETCマ イレージ還元額の所要見積額
一般管理費	410	361	
一般管理費	300	257	営業中の高速道路の管理等に従事する職 員の人件費等
その他	110	104	有形固定資産の減価償却費等
償還準備金繰入	4, 407	3, 271	当事業年度において、営業中の高速道路 の建設に要した借入金の返済にあてた額
償還準備積立金繰入	109	258	道路建設に係る消費税還付金相当額の当 事業年度繰入額
業務外費用	923	924	借入金及び債券の支払利息等で営業中の 高速道路に係るもの
合 計	12, 413	12, 840	

^{※1} 受託業務に関する支出は、当該業務に係る収入と同額であるため除外しています。

^{※2} 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(3) 収支状況

令和6事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比427百万円(3.4%)増の12,840 百万円となりました。

また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比 1,414 百万円 (17.9%) 増の 9,311 百万円となりました。

その結果、収支差は対前年度比 987 百万円 (21.9%) 減の 3,529 百万円となり、償還準備金繰入 及び償還準備金積立金繰入に計上しました。

(単位:百万円)

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差*	経理処理
12, 840	9, 311	3, 529	償還準備金繰入
(12, 394)	(883)		償還準備金積立金繰入

※1 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

※2 収支差には償還準備積立金繰入を含みます。

(4) 資産の状況

令和6事業年度末の総資産額は422,057百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が304,279百万円、建設中の道路投資額が112,246百万円で、合計416,525百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が98.7%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	令和 5 事業年度末	令和 6 事業年度末	内 容
流動資産	8, 188	4, 537	現金・預金、未収金等
固定資産	411, 103	417, 075	
事業資産	304, 279	304, 279	
道路	304, 279	304, 279	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	106, 235	112, 246	
道路建設仮勘定	106, 235	112, 246	建設中の高速道路
有形固定資産	583	545	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
その他	6	5	ソフトウェア等の減価償却後の価額
繰延資産	462	445	債券発行費、借入金取扱諸費、調査費
資産合計	419, 753	422, 057	

※項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(5) 負債及び資本の状況

令和6事業年度末の負債及び資本の総額は422,057百万円となっています。主なものは、借入金のうち1年以内に償還が到来するものとして計上している1年内返済予定長期借入金が18,795百万円、長期借入金及び道路債券が208,289百万円、償還準備金等が98,966百万円、設立団体からの出資金(基本金)が91,555百万円です。

(単位:百万円)

勘定科目	令和 5 事業年度末	令和 6 事業年度末	内容
流動負債	22, 480	22, 883	1年内返済予定長期借入金、未払金等
固定負債	211, 783	208, 654	
広島高速道路債券	155, 700	155, 950	広島高速道路債券の発行残高
地方公共団体借入金	26, 799	24, 210	設立団体からの借入金の残高
政府借入金	28, 238	25, 953	国からの借入金の残高
地方公共団体金融機構借入金	691	375	地方公共団体金融機構からの借入金の 残高
市中銀行等借入金	_	1,800	民間金融機関からの借入金の残高
その他	355	365	退職給付引当金、ETCマイレージ 引当金、資産見返補助金
特別法上の引当金等	95, 437	98, 966	
償還準備金	82, 367	85, 638	営業中の高速道路の建設に要した借入 金返済額の累計額
償還準備積立金	13, 070	13, 328	道路建設期間中の消費税還付金相当額 の累計額
資本	90, 052	91, 555	
基本金	90, 052	91, 555	設立団体からの出資金
負債·資本合計	419, 753	422, 057	

※項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(6) 営業中の道路の償還状況

令和6事業年度末の償還準備金等は98,966百万円となっていますので、営業中の道路資産304,279百万円の32.5%の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

					(🖾 🗇 /4 / 4 /
	道路資産 A	償還準備金等 (償還済額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) B/A×100	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
令和 3 事業年度	304, 279	84, 806	219, 474	27.9	95, 247
令和 4 事業年度	304, 279	90, 787	213, 493	29.8	98, 052
令和 5 事業年度	304, 279	95, 437	208, 842	31.4	106, 235
令和 6 事業年度	304, 279	98, 966	205, 313	32. 5	112, 246

(7) 事業の実績

① 建設事業の実績

令和6事業年度の実績については、47ページ「第3設備の状況1設備投資等の概要」をご覧ください。

② 管理業務の実績

ア 営業

令和6事業年度の広島高速道路の年間交通量は対前年度比2.1%増となり、料金収入は対前年度比2.3%増の12,393百万円となっています。

○ 通行台数

年間(千台)	前年度比(%)	日平均(台)	前年度比(%)
25, 973	102. 1	71, 160	102.4

〇 料金収入

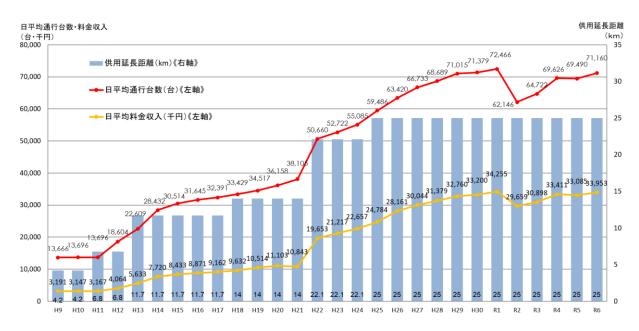
F 88 /	→ → □ \	举压压!!. (0/)	日要 也 (ズ田)	公内内以 (0/)
牛间(百万円)	前年度比(%)	日平均(千円)	前年度比(%)
12	, 393	102.3	33, 953	102.6

※料金収入にはETCマイレージ還元負担金収入及びETCマイレージ引当金戻入を含んでいます。

年度別通行台数及び料金収入状況 (平成9事業年度~令和6事業年度)

事業	通11日数及07件金収	行台数(台)	17/10/10	料金収入(千円)		
年度	年度別合計	日平均	対前年度比	年度別合計	日平均	対前年度比
Н9	2, 487, 150	13, 666		580, 675	3, 191	_
H10	4, 999, 011	13, 696	100. 2%	1, 148, 712	3, 147	98.6%
H11	5, 012, 718	13, 696	100.0%	1, 159, 038	3, 167	100.6%
H12	6, 790, 310	18, 604	135.8%	1, 483, 351	4, 064	128.3%
H13	8, 252, 196	22, 609	121.5%	2, 056, 010	5, 633	138.6%
H14	10, 377, 729	28, 432	125.8%	2, 817, 912	7, 720	137.0%
H15	11, 168, 054	30, 514	107.3%	3, 086, 479	8, 433	109.2%
H16	11, 550, 429	31, 645	103.7%	3, 237, 784	8, 871	105. 2%
H17	11, 822, 726	32, 391	102.4%	3, 343, 963	9, 162	103.3%
H18	12, 201, 466	33, 429	103. 2%	3, 515, 588	9, 632	105.1%
H19	12, 633, 196	34, 517	103.3%	3, 848, 169	10, 514	109. 2%
H20	13, 197, 797	36, 158	104.8%	4, 052, 753	11, 103	105.6%
H21	13, 908, 165	38, 105	105.4%	3, 957, 619	10, 843	97.7%
H22	18, 490, 761	50, 660	132.9%	7, 173, 407	19, 653	181.3%
H23	19, 296, 289	52, 722	104. 1%	7, 765, 513	21, 217	108.0%
H24	20, 106, 121	55, 085	104. 5%	8, 269, 706	22, 657	106.8%
H25	21, 712, 254	59, 486	108.0%	9, 045, 994	24, 784	109.4%
H26	23, 148, 143	63, 420	106.6%	10, 278, 611	28, 161	113.6%
H27	24, 424, 109	66, 733	105. 2%	10, 996, 127	30, 044	106.7%
H28	25, 071, 398	68, 689	102.9%	11, 453, 413	31, 379	104.4%
H29	25, 920, 334	71, 015	103.4%	11, 957, 553	32, 760	104.4%
H30	26, 053, 207	71, 379	100.5%	12, 117, 937	33, 200	101.3%
R1	26, 522, 562	72, 466	101.5%	12, 537, 497	34, 255	103.2%
R2	22, 683, 256	62, 146	85.8%	10, 825, 416	29, 659	86.6%
R3	23, 623, 422	64, 722	104. 1%	11, 277, 783	30, 898	104. 2%
R4	25, 413, 347	69, 626	107.6%	12, 194, 843	33, 411	108.1%
R5	25, 433, 183	69, 490	99.8%	12, 109, 031	33, 085	99.0%
R6	25, 973, 382	71, 160	102.4%	12, 393, 232	33, 953	102.6%
計	478, 272, 715		_	194, 684, 116		_

- ※1 平成9事業年度は、H9.10.1~H10.3.31間を集計しています。
- ※2 平成 11 事業年度、高速 3 号線供用開始 (H12. 3. 19)
- ※3 平成 13 事業年度、高速 4 号線供用開始 (H13. 10. 2)
- ※4 平成 18 事業年度、高速 1 号線延伸区間(広島東~馬木間)供用開始(H18.10.16)
- ※5 平成22事業年度、高速2号線及び高速3号線(宇品~吉島間)供用開始(H22.4.26)
- ※6 平成 25 事業年度、高速 3 号線(吉島~観音間)供用開始(H26.3.23)
- ※7 通行台数、料金収入の対前年度比は、日平均ベースで比較した場合の数値です。



イ 管理

お客様が常に安全かつ円滑に広島高速道路をご利用いただけるよう、24 時間体制でカメラ監視や道路パトロールを行い道路の異常発見に努めています。

事故・災害等で異常が発見された場合は、一時的な通行制限等を行い現場の安全を確保するとともに、警察・消防等の関係機関と連携して速やかな救援・現場復旧措置を実施しています。

ウ保全

高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しています。

③ 受託事業の実績

令和6事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

・広島県から受託の広島高速2号線関連事業

128,084 千円

2 対処すべき課題

■公社改革の方向性について

当公社では、令和2年12月23日に「公社改革の方向性」を公表し、この「公社改革の方向性」に基づいて日々の業務に向き合い、成果を確認しながら今後の展開を見直してきました。そして、4年間取り組んだ公社改革を継続しさらに加速させるため、「公社改革の第2ステージ」に取り組んでいくこととしました。「将来を見据えた組織づくり」に重点を置き、自立した組織運営を目指します。また、生産性の向上や事業活動の安定性を高めるなど、「中期経営計画」や「広島高速DXプラン」とも連携させ、着実に推進してまいります。

1 公社改革の第2ステージの取組

	取組内容	取組方針
1	人材育成、人材力の強化	職員の技術力向上・人材育成
2	17.7.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	より主体的な組織運営に向けたプロパー職員の登用と採用の加速 継続的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組
3	経営基盤の強化	DXの推進による組織の生産性向上
4	リスクマネジメントの推進	リスクマネジメントプロセスの確立

2 これまでの取組の成果

(令和7年4月時点)

方向性	重点項目	具体的な取組	取組の成果
1 公社ガバ	■意思決定の的確 化・円滑化	(1)経営会議の設置 (2)部会の設置	○意思決定に係るプロセスが適確化・円滑化 ○会議等の統合・再編は完了
ナンスの 強化		(3)会議等の統合・再編	
		(4)公社内規程の見直し	○各規程・細則等の整合作業を実施、根拠規定の明確化
	■監理体制の強化	(1)監査を行う組織の設置	○監査室による会計監査及び業務監査が定例化
2	■組織体制の強化	(1)管理運営体制の整備	○道路管理サービスの運営体制を強化
将来を見 据えた組 織づくり		(2)-1 行動指針の見直し	○日々の業務に対し、全職員が行動指針を意 識する取組みが定着
がシノソ		(2)-2 リスクマネジメント の推進	○公社の実態に即したリスクマネジメントの 仕組み作りを開始
		(3) ネットワーク機能拡充 体制の整備	○企画調査部長を専任化
	■人材育成の強化	(1)研修の実施	○職位毎に求められる能力等に応じた研修体 系を再構築
		(2)派遣研修の実施	○他の都市高速道路公社と合同研修を実施
	■プロパー職員の 登用、採用	(1)管理・監督職への登用	○令和2事業年度以降、課長2名、係長8名 を登用
		(2)計画的な採用	○令和3事業年度以降、新規職員14名を採 用
3 職員が幸	■ I C T を活用し た職場環境整備	(1) ICT基本計画の策定	○「ICT基本計画」に掲げた機器・ソフト の導入、情報セキュリティの強化
せを感じ る職場環		(2)事務システムの導入	○事務システム、労務管理ソフトの導入による業務の効率化
境の整備		(3)リモート環境の整備	○働き方の多様化、リモート会議による業務 の効率化
		(4)会議のペーパーレス化	○会議資料の準備時間や消耗品経費の削減

■中期経営計画(2025年度-2028年度)

経営ビジョンで掲げる経営理念及び経営コンセプトの実現に向け、中期経営計画(2025-2028)を策定しました。

本計画の策定に当たり、前計画(2021-2024)の振り返りに加え、外部環境の変化や現状の課題を踏まえた上で、目指す姿(2035年)を設定しました。

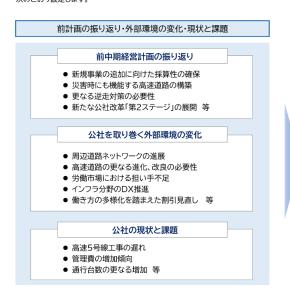
その実現に向け、今後4年間の方向性として基本方針を定め、これに基づく具体的な施策を推進していきます。

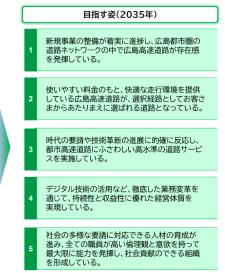
《中期経営計画の抜粋》

目指す姿(2035年)の考え方



目指す姿(2035年)は、前計画の目指す姿からの継続性を前提に、前中期経営計画の振り返り、公社を取り巻く外部環境の変化及び公社の現状と課題を踏まえ、次のとおり設定します。





中期経営計画(2025-2028)の施策体系



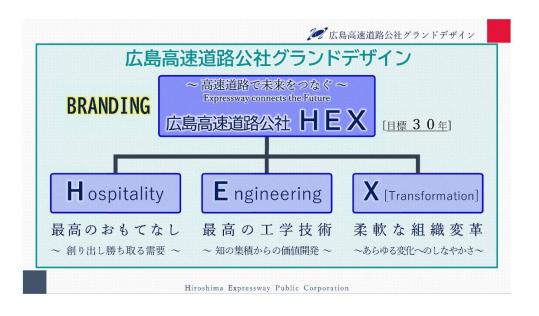
基本方針	主要施策	取組項目(具体的な取組内容)	
計画的な建設事業	広島高速5号線事業の推進	■ 高速 5 号線本線の供用 ■ 高速 2 号線・5 号線連結路工事の完成 ■ 高速 5 号線事業に係る建設DXの推進 □ 3	A
の展開	ネットワーク機能の拡充・強化	 ■ 高速2号線の4車線化及び東雲南向きランプの整備 ■ 高速3号線の4車線化 ■ 高速4号線の延伸 ■ 計画検討路線に係る検討 	
技術の進展に応じた、 安全・安心で	安全・安心な走行環境の提供	■ 標梁の老朽化対策 ■ 災害予防(緊急輸送道路の機能維持) ② ■ 車放発生リスクの低減 ■ 逆走・跳進入対策の実施 ■ 交通規制の低減 ■ 保全情報管理システムの効果的な活用 ② ②	
女主・女心で 質の高い道路サービス の提供	新技術を活用した高度な道路管理	■ 道路点検に係る新技術の導入 図 ■ 逆走検知システムの導入検討 図 ■ 雷米対策の高度化(新技術を活用した解析) 図 ■ A I を活用した交通事故等の事業認知 図	広島高
	情報提供の高度化	■ JARTICとのデータ連携 🔯 ■デジタルツール等を利用したお客様対応 🔯	
	シームレスなインフラマネジメントの 推進	■ 建設段階における3次元モデルの作成・活用と保全部門への展開 ■図	X 7 7
	ライフサイクルコストを意識した 維持管理	■ 橋梁の老朽化対策(長寿命化) ※再掲 ■ 保全情報管理システムの効果的な活用 ※再掲 ■ 書次対策の高度化 (過剰散布の回避) ※ 再掲 ■ 電気通信機械設備の計画的な更新 ■ 道路照明・トンネル照明のLED化	
	組織の生産性向上	■ 管制システム統合等による業務効率化 ②② ■ 電子決競の導入、情報セキュリティの高度化・効率化 ②② ■ 像全情報管理システムの効果的な活用 ③②※再掲 ■ 雷米対策の高度化 ③②※再掲 デジタルツール等を利用したお客様対応 ③②※再掲	取組を推進
	利用しやすい料金サービスの提供	■ 料金体系の検討 ■ 利用しやすい料金の実現に向けた割引制度の検討 ■ 企画割引等の実施による利用促進 ■ ETC専用化による料金所のキャッシュレス化 ◎※	
組織の持続的成長を 支える人づくり	人材力の強化	■ プロパー機員の登用と採用の加速 ■ 機関の技術力の向上・人材育成 ■ 機構的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組	
	広島高速道路事業の見える化	■ 3次元モデルを活用した事業PRや現場見学会等の実施(高速5号線等建設事業及び 老朽化対策等保全事業のPR) 回2	
	広島高速道路の認知度向上	■ 広報・イベント等の実施(設立30周年記念事業・高速5号線開通イベント等の実施)■ 企画割引等の実施による利用促進 ※再掲 ■ 継続的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組 ※再掲	

■広島高速道路公社グランドデザイン

近年の社会を取り巻く環境は、人口構造の変化、老朽化インフラの増加、技術革新の進展、激 甚化・頻発化する自然災害など、急激に変化しており、社会全体に迅速かつ柔軟な対応が求めら れています。

このような変化の時代や不確かな未来においても、全ての職員が設立目的などの使命を忘れず、あらゆる社会環境の変化にも適切に対応し着実に事業を継続して、お客様をはじめとした全ての関係者の皆様から信頼を得ていけるよう、目指すべき将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」を策定しました。

《グランドデザインの抜粋》





■広島高速DXプラン

経営理念「道路サービスの持続的かつ効率的な提供」の実現に向け、グランドデザインで示す長期的な方向性を踏まえ、中期経営計画と連携し、データとデジタル技術の活用・高度化による具体的な施策・取組を定めた「広島高速DXプラン」を策定しました。

本プランでは、広島高速道路のDX推進における理念を掲げ、課題の解決に向けて、交通、建設、保全、経営の4つの分野にわたり策定した方針を基づき施策を推進していきます。

《DXプランの抜粋》



「公社改革の方向性」「中期経営計画」「グランドデザイン」「DXプラン」の内容の詳細につきましては、当公社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.h-exp.or.jp/

3 事業等のリスク

本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものです。

(1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。詳細は、本説明書の14~16ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

① 自然災害への対策

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、防災マニュアルの整備や防災訓練の実施等防災体制の 強化、迅速な応急復旧等を目的とした関係機関との協定締結、災害対策設備として自家発電設 備、関係機関との防災通信設備等の整備を進めています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても橋梁が 倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、さらに、橋桁の落橋防止工事を平成 20 事 業年度内に完了しました(当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を 施した設計になっています。)。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、当公社が管理する道路資産の滅失、劣化又は毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

このような大規模災害等が発生した場合でも、可能な限り被害を抑制し、業務の継続又は早期 復旧を図れるよう、平成26年10月に『業務継続計画(初版)』を策定しました。

この計画では、東日本大震災以降、広島県及び広島市で見直しが行われた地震災害等による被害予測の結果を踏まえ、当公社事業のリスク分析(RA)、事業影響分析(BIA)を行うとともに、

- ・ 人命救助を第一義とし安全確保及び二次災害防止措置に全力を尽くす
- ・ 災害時の緊急輸送道路機能の確保、災害救助・復旧に全力を尽くす
- ・ 地域の暮らしと経済の復旧のため事業の早期再開に全力を尽くす

を大規模災害等への対応の基本方針として、初動から復旧までの目標値設定・対応項目の整理、 緊急時の組織体制、緊急物資の備蓄や調達方法等を定めています。

(4) 道路資産の長期維持管理、大規模維持修繕計画の策定について

道路資産は、予防保全を主体とした維持管理を行っていくこととしており、道路構造物の損傷を早期発見し、計画的に修繕を行うことにより老朽化を防止することを目的として、5年ごとに定期点検を実施しています。また、当公社が管理する対象施設の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「広島高速道路公社インフラ長寿命化計画(行動計画)令

和3年度~令和7年度」(以下「行動計画」といいます。)を令和4年3月に策定しました。行動計画では、道路構造物のきめ細やかな点検、適切な補修・補強、長期的な安全性を確保するための大規模な修繕等、維持管理の高度化、効率化等の安全・安心を追求する取組を取りまとめ、将来にわたって広島高速道路の機能を発揮するとともに、維持管理の高度化・効率化によるメンテナンスサイクルの継続的な発展につなげることを目的としています。

(5) 高速5号線シールドトンネル工事について

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る請負代金等について、受注者である大林・大成・広成建設工事共同企業体(以下「大林JV」)から訴えが提起され、東京地方裁判所から公社〔代理人弁護士〕に訴状の送達がありました。

ア経緯

本工事につきましては、現契約の工期末を迎える令和4年7月11日に大林JVから公社に対して、建設工事紛争審査会に申し出る意向が示されました。

その後、令和4年12月に中央建設工事紛争審査会に調停申請が行われ、1年を超える建設工事紛争審査会の審理を経て、調停は打切り(令和6年3月27日)となっております。

イ 今後の対応について

公社としては、これまで一貫して契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応しており、こうした姿勢は変わるものではありません。

今後につきましても、引き続き、契約約款及び特記仕様書に則った法的解釈と明確な根拠書類に基づく判断など、公正性と透明性を貫く主張を行ってまいります。

ウ 工事概要

工事名:広島高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受 注 者:大林・大成・広成建設工事共同企業体

工 期: 平成29年3月31日 ~ 令和4年7月12日

金 額: 202億3,654万8,980円

工事状況:令和7年4月30日にシールドマシンによるトンネル掘削が完了

4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

5 研究開発活動

当公社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やVEによる民間技術の活用に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

令和6事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

令和5事業年度		令和6事業年度	前事業年度比
引当金等繰入	4, 516	3, 529	21.9%減

令和6事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約987百万円(21.9%)減少し、3,529百万円となりました。これは、経年劣化の著しい1号線3橋の床板取替工事やETC中央システム更新工事等の大規模事業を実施したことに伴い、道路修繕費が増加したことによるものです。

その他の項目の詳細については、本説明書の32ページ「1 業績等の概要」をご参照ください。

(2) 経理の特徴について

当公社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることが挙げられます。

① 償還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当公社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分るように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当公社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

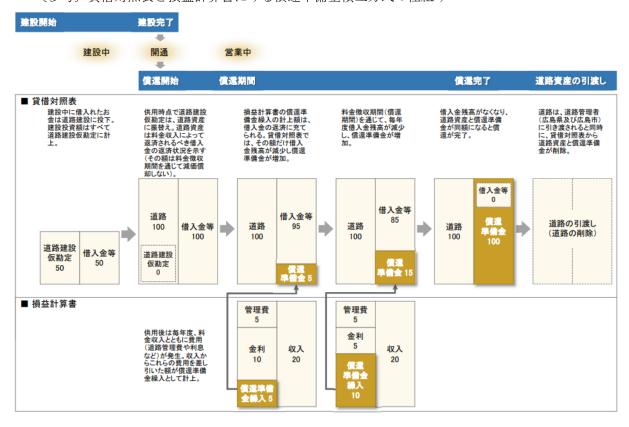
② 広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当公社の道路資産は減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的としておらず、当公社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を 算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則に立てば、当公社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

〔参考〕貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式の仕組み



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

令和6事業年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。 なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

高速道路建設事業

広島高速 5 号線 (温品 J C T ~ 二葉の里間約 4.0km)

広島高速 5 号線について、シールドトンネルの掘削及び中山地区の工事等を実施しました。

〔参考〕高速道路建設事業の実施状況

(単位:百万円)

人仕古光弗		令和6事業		
全体事業費	令和 5 事業 年度以前	令和6事業年度	令和7事業 年度以降	年度末の進捗率
448, 976	411, 314	6,010	31,652	93.0%

2 主要な設備の状況(事業資産)

営業中の高速道路

(単位:km、百万円)

路線名	区間	供用延長	建設費
広島高速 1 号線	広島市東区福田町~ 広島市東区温品二丁目	6. 5	69, 821
広島高速 2 号線	広島市東区温品町~ 広島市南区仁保沖町	5.9	101, 087
広島高速 3 号線	広島市南区仁保沖町~ 広島市西区観音新町四丁目	7. 7	95, 325
広島高速 4 号線	広島市西区中広町一丁目~ 広島市安佐南区大塚東町	4.9	38, 046
	計	25. 0	304, 279

3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の令和7事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

(1) 高速道路建設事業

広島高速 5 号線(温品 J C T ~二葉の里間約 4.0km) トンネル工事等を実施します。

(2) 令和7事業年度建設事業予算

(単位:百万円)

区分	収 入		支 出	
-+	出資金	1, 775	業務費(高速道路建設費)	6, 053
建	無利子貸付金	2, 485	一般管理費	615
設士	特別転貸債	1, 775	業務外支出	432
事	市中銀行借入金	1, 065	<u> </u>	_
業	計	7, 100	計	7, 100

[参考] 令和7事業年度予算(建設事業以外)

(単位:百万円)

	高速道路料金収入	11, 292	維持改良費	1, 515
管	広島高速道路債券等	13,800	業務管理費	3, 718
理	その他	390	一般管理費	378
事	_	_	業務外支出	19, 866
業	_	_	予備費	5
	計	25, 482	計	25, 482
受託 事業	受託業務収入	432	受託工事費	432
	合 計	25, 914	合 計	25, 914

第4 法人の状況

1 基本金の推移

(単位:百万円)

	令和 2 事業年度	令和3 事業年度	令和 4 事業年度	令和 5 事業年度	令和 6 事業年度
広島県出資金	599	337	351	1, 023	751
広島市出資金	599	337	351	1, 023	751
当期受入額	1, 198	675	703	2, 047	1, 503
期末残高	86, 627	87, 302	88, 005	90, 052	91, 555

※1 当公社は、公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本金の額)

※2この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

2 役員の状況

(1) 役員の定数及び任期

役員の定数及び任期については、公社法第5条により、役員の定数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く(ただし、 定款で副理事長を置かないことができる。)こととされ、その任期は、公社法第14条により、4年 を超えることができず、再任されることができる旨定められています。

当公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任 期
理 事 長	1名	
副理事長	1名	4年(再任されることができる。)
理 事	4名以内	*補欠は、前任者の残任期間
監事	3 名以内	

(2) 役員の任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、 副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員の状況

令和7年4月1日現在

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理事長	发 篮 蕨 仁 (昭和 35 年 11 月 19 日)	昭和63年 4月 広島県入庁 令和2年 4月 広島県土地開発公社副理事長 令和2年 7月 当公社理事(総括) 令和6年 7月 当公社理事長
副理事長	また りょう いち 木 村 良 一 (昭和 39 年 2 月 1 日)	昭和62年 4月 広島市入庁 令和3年 4月 広島市都市整備局次長 令和5年 4月 当公社副理事長
理事	姜 部 荸 (昭和 44 年 2 月 22 日)	平成 4 年 4 月 中国地方整備局入庁 令和 6 年 4 月 中国地方整備局道路部地域道路課長 令和 7 年 4 月 当公社理事
理事 (非常勤)	野 曽 原 税 字 (昭和 33 年 10 月 24 日)	昭和62年 4月 弁護士登録令和2年7月 当公社理事
監事 (非常勤)	續 苗 芳 弘 (昭和 28 年 3 月 30 日)	昭和56年3月公認会計士登録令和2年7月当公社監事
監事 (非常勤)	。 ・	平成 2 年 4月 広島県入庁 令和 3 年 4月 広島県総務局財政課長 令和 4 年 4月 広島県会計管理者(兼)会計管理部長 (当公社監事)
監事 (非常勤)	藤 崗 康 造 (昭和43年12月8日)	平成 3 年 4月 広島市入庁 令和 5 年 4月 広島市企画総務局行政経営部長 令和 7 年 4月 広島市会計管理者 (当公社監事)

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当公社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)広島高速道路公社運営会議、(3)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の14~16ページをご参照ください。

(2) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事、広島市長、国土交通省中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年1回開催しています。

(3) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業 務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、当公社の業務を監査し、理事会に出席し意見を述べること、また財務諸表及び決算報告 書に関する意見を述べることとされています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

2 財務諸表の提出

当公社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2か月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出に当たっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けることとされています。

なお、当公社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、係る規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、令和6事業年度、令和5事業年度の順で掲載しています。

- (1) 令和6事業年度
 - ① 監事の意見書
 - ② 財務諸表
- (2) 令和 5 事業年度
 - ① 監事の意見書
 - ② 財務諸表

(1) 令和6事業年度

① 監事の意見書

令和6事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、令和6事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算 書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

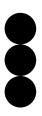
令和7年5月22日

広 島 高 速 道 路 公 社 理 事 長 友 道 康 仁 様

広島高速道路公社 監事 濱 田 芳 弘

広島高速道路公社 監事 足立 太輝

広島高速道路公社 監事 藤岡康一



② 財務諸表

令和6事業年度 広島高速道路公社財産目録

	資産の部			令和7年3月31日現在
区 分		Т	金額	金 額
	III X		3E 198	亚 积
流動資産			' '	4,536,632,869
現金・預金				2,060,801,60
70 IL 17 IL	現金 (料金所等)		4,885,140	2,000,001,00
	普通預金 (広島銀行県庁支店)		2,055,916,461	
未収金	and the second of the second o		2,000,000,000	2,289,599,068
	道路料金収入		1,396,819,424	_,,
	未収還付消費税等		275,026,300	
	その他の未収金		617,753,344	
原材料・貯蔵品				186,232,20
	ETC路側機器及びETC路側設備予備部品		184,316,000	
	ETC発進制御阻止棒		1,916,200	
固定資産				417,075,213,64
事業資産				304,279,488,330
道路			304,279,488,330	
	広島高速1号線東区福田町~東区温品二丁目	69,821,368,396		
	広島高速2号線東区温品町~南区仁保沖町	101,087,327,590		
	広島高速3号線南区仁保沖町~西区観音新町四丁目	95,325,026,661		
	広島高速 4 号線西区中広町一丁目~安佐南区大塚東町	38,045,765,683		
事業資産建設仮勘定				112,245,990,50
道路建設仮勘定	11. ± -±21. = 0.75		112,245,990,502	
	広島高速 5 号線	112,245,990,502		

	資産の部			
区 分	内 訳 摘 要		金額	金 額
有形固定資産 建物	事務所建物 6 棟 その他の建物 1 2 棟	391,894,685 150,610,125	542,504,810	545,088,33
工具・器具・備品 無形固定資産	備品等54件	2,583,522	2,583,522	4,646,480
電話加入権	電話加入権 4 6 件	4,646,480	4,646,480	4,040,48
繰延資産 債券発行費				445,348,499 426,966,149
調査費	広島高速道路債券に係る発行手数料		426,966,142	18,382,35
	高速道路建設に係る調査費		18,382,350	
	資産の部合計	•		422,057,195,00

区 分	摘要		金 額	金 額
流動負債 1年内返済予定長期借入金	1年以内返済予定 広島高速道路債券 償還額		円	円 22,882,578,770 18,795,037,832
	1年以內逐済予定 広島県借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 広島市借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 地方公共団体金融機構借入金 償還額 1年以內返済予定 政府借入金 償還額		10,000,000,000 2,042,187,347 2,048,554,537 316,090,232 4,388,205,716	
未払金	未払金(未払消費税等以外) 業務費 維持改良費 業務管理費 一般管理費 その他	1, 957, 154, 485 1, 578, 850, 694 246, 550, 375 19, 184, 397 29, 948, 422	3,831,688,373	3,876,993,073
未払費用	未払金 (未払消費税等) 借入金に係る当期中の未払利息等		45,304,700 157,541,663	157,541,66
預り金 前受収益	源泉徴収所得税・住民税、受入保証金等		10,136,701	10,136,701 592,060
賞与引当金	事業用地目的外使用料 役職員に係る賞与引当金		592,060 42,277,441	42,277,441

	負 債 の 部		
E A	内 訳	A 4655	A what
区 分 固定負債	摘要	金額	金額 208,653,777,875
広島高速道路債券			155,950,000,000
A HIJ HIJ KE KE PIL BO ST	広島高速道路債券	155,950,000,000	100,000,000,000
地方公共団体借入金			24,210,329,511
	広島県借入金 (特別転貸債)	12,105,847,948	
IN LOUIS THE A STUMBER OF A	広島市借入金(特別転貸債)	12,104,481,563	
地方公共団体金融機構借入金	地方公共団体金融機構借入金	075 010 670	375,018,673
政府借入金	地方公共団体金融機構信人金	375,018,673	25,953,471,376
政府旧八並	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)	24,815,471,376	20,500,411,510
	政府借入金 (道路事業資金収益回収特別貸付金)	1,138,000,000	
市中銀行等借入金			1,800,000,000
	市中銀行等借入金	1,800,000,000	
退職給付引当金	40.動見の温動でルコルム	070 061 006	272,361,806
ETCマイレージ引当金	役職員の退職手当引当金	272,361,806	27,929,260
Elevio ona	ETCマイレージ引当金	27,929,260	21,323,200
資産見返補助金	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		64,308,156
	政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金	64,308,156	
長期受入保証金			359,093
	長期受入保証金	359,093	
特別法上の引当金等			98,966,238,360
償還準備金			85,637,824,336
	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	85,637,824,336	,,
償還準備積立金			13,328,414,024
	消費税還付金	13,328,414,024	
	】 負債の部合計		330,502,595,005
	正 味 財 産		91,554,600,000
	719 714 /35		51,551,000,000

令和6事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

令和7年3月31日現在

資 産 の 部	3	負債及び資本の音	ß
勘 定 科 目	金 額	勘定科目	金 額
流動資産 現金・預金 未収分 原 所		流動負債 1年内返済予定長期借入金 未私金 用 預砂金収益 賞与債 定島方公共団体全 地方公共入金 地方公共入金 地方公共入金 地方公共入金 市中銀行行引インを 等引入 を で見受入 の引当金 資期受験の に 変更受入 の引当金 等別別選準備検合計 が 特別活連準備を に な の に の に の に の に の に の に の に の に の に	22,882,578,770 18,795,037,832 3,876,993,073 157,541,663 10,136,701 592,060 42,277,441 208,653,777,875 155,950,000,000 24,210,329,511 375,018,673 25,953,471,373 1,800,000,000 272,361,806 27,929,260 64,308,156 359,093 98,966,238,360 85,637,824,336 13,328,414,024 330,502,595,005 91,554,600,000 91,554,600,000
資 産 合 計	422,057,195,005	(資本合計) 負債・資本合計	91,554,600,000 422,057,195,005

令和6事業年度 広島高速道路公社損益計算書

令和6年4月 1日から 会和7年3月31日まで

費用の	部	収益の	令和7年3月31日まで) 部
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
経常費用 事業資産管理費 直好でマイレージ還元負担金 一般管理費 上TCマイレージ還元負担金 一般管理費 一般管理理費 供予引きの要用 減減価値対費 引当金等繰入 信置準備確付 到費 引当金等線入 信置準備を立金線入 受託業務費 業務外費利息 借入金支払手数料等 債券発行費償却	[F] 12,968,102,310 8,025,825,207 7,943,975,331 81,849,876 361,487,773 257,413,158 42,277,441 23,529,025 38,268,149 3,529,022,158 3,270,875,958 258,146,200 128,084,000 128,084,000 923,683,172 616,299,049 267,194,318 2,079,164 38,090,029 20,612	業務収入 道路料金収入 ETCマイレージ還元負担金収入 業務雑収入 ETCマイレージ引当金戻入 受託業務収入 受託業務収入 業務外収益 地方公共団体負担金受入金 雑益	12,968,102,31 12,568,731,50 12,343,848,82 48,987,77 175,499,89 395,01 128,084,00 128,084,00 271,286,80 9,217,90 % 262,068,90
合 計	12,968,102,310	合 計	12,968,102,31

^{| 12,908,102,310 |} 合 計 | ※ 地方公共団体負担金受入金9,217,900円 及び 雑益のうち3,922,708円は償還準備金対象分であり、業務収入12,568,731,502円と合わせて 償還準備金の対象となる「収益は12,581,872,110円」である。

(2) 令和5事業年度

① 監事の意見書

令和5事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、令和5事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算 書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

令和6年5月22日

 広島高速道路公社

 理事長熊谷 鋭様

広島高速道路公社 監事 濱 田 芳 弘

広島高速道路公社 監事 足立 太輝

広島高速道路公社 監事 末 政 直 美



② 財務諸表

令和5事業年度 広島高速道路公社財産目録

令和6年3月31日現在

	資 産 の 部			↑和6年3月31日現在
区分	内 訳 摘 要		金 額	金 額
<u>Б</u> Я			金 領 円	金 領
流動資産				8,187,935,58
現金・預金		I		5,490,151,49
光亚、原亚	現金 道路料金収入等		9,092,100	5,450,151,45
	普通預金 広島銀行県庁支店		5,481,059,393	
未収金	自地原並 公面數门外/1 久/1		0,401,005,555	1,607,013,49
木 牧亚	道路料金収入		1,353,216,772	1,007,015,48
	未収還付消費税等		64,375,000	
	その他の未収金		189,421,726	
原材料・貯蔵品	との他の木状並	I	103,421,120	1,090,570,59
20142141 - X176XDD	ETC路側機器及びETC路側設備予備部品		1,087,677,594	1,030,010,0
	ETC発進制御機阻止棒	I	2,893,000	
前払費用		I	2,030,000	200,0
时14.5万	一時避難施設の賃貸借料		200,000	200,0
	"" · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 1	200,000	
固定資産				411,103,141,2
事業資産		- 1		304,279,488,3
道路		- 1	304,279,488,330	001,210,100,0
~===	広島高速1号線東区福田町~東区温品二丁目	69,821,368,396	001,210,100,000	
	広島高速 2 号線東区温品町~南区仁保沖町	101,087,327,590		
	広島高速3号線南区仁保沖町~西区観音新町四丁目	95,325,026,661		
	広島高速 4 号線西区中広町一丁目~安佐南区大塚東町	38,045,765,683		
事業資産建設仮勘定		00,010,00,000		106,234,877,5
道路建設仮勘定		- 1	106,234,877,577	
	広島高速 5 号線	106,234,877,577		
有形固定資産		,,,		582,579,4
建物		- 1	579,709,915	,,-
	事務所建物 6 棟	415,759,193	,,	
	その他の建物12棟	163,950,722		
車両・運搬具		,,	2	
	自動車2台	2		
工具・器具・備品			2,869,580	
	備品等53件	2,869,580	, ,	
		· · · I		

資 産 の 部				
	内 訳			
区 分	摘 要		金 額	金 額
無形固定資産 電話加入権			4,646,480	5,595,813
	電話加入権46件	4,646,480		
その他の無形固定資産			949,333	
	システムソフトウェア12件 (財務会計システム等)	949,333		
投資その他の資産				600,000
敷金・保証金	敷金	600,000	600,000	
繰延資産				461,911,247
債券発行費				443,528,897
	広島高速道路債券に係る発行手数料		443,528,897	
調査費	高速道路建設に係る調査費		18,382,350	18,382,350
1	INTO VENT OF BUT IN THE BUT IN THE PARTY OF		10,002,000	
	資産の部合計			419,752,988,049

区 分 摘 要 注意		金額 円 9,000,000,000 2,236,447,274 2,236,784,768 432,279,640 4,866,975,239 3,428,287,173	金額 F 22,480,398,49 18,772,486,92 3,483,563,67
流動負債 1年內返済予定長期借入金 1年以內返済予定 広島高速道路債券 償還額 1年以內返済予定 広島県借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 広島市借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 地方公共団体金融機構借入金 償還額 1年以內返済予定 政府借入金 償還額 未払金 未払金 未払金 未払金		9,000,000,000 2,236,447,274 2,236,784,768 432,279,640 4,866,975,239	F 22,480,398,49 18,772,486,92
1年內返済予定長期借入金 1年以內返済予定 広島高速道路債券 償還額 1年以內返済予定 広島県借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 広島市借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 地方公共団体金融機構借入金 償還額 1年以內返済予定 政府借入金 償還額 未払金 未払金 (未払消費税等以外) 業務費 維持改良費		9,000,000,000 2,236,447,274 2,236,784,768 432,279,640 4,866,975,239	22,480,398,49 18,772,486,92
1年以內返済予定 広島県借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 広島市借入金 (特別転貸債) 償還額 1年以內返済予定 地方公共団体金融機構借入金 償還額 1年以內返済予定 政府借入金 償還額 未払金 (未払消費税等以外) 業務費 維持改良費		2,236,447,274 2,236,784,768 432,279,640 4,866,975,239	
1年以内返済予定 政府借入金 償還額 未払金 未払金 (未払消費税等以外) 業務費 維持改良費		4,866,975,239	3,483,563,67
未払金 (未払消費税等以外) 業務費 維持改良費		3,428,287,173	3,483,563,67
未の日生月 一般管理費 その他	1, 648, 699, 052 1, 514, 120, 286 220, 548, 972 14, 774, 634 30, 144, 229		
未払金(未払消費税等) 未払費用 借入金に係る当期中の未払利息等		55,276,500 140,529,729	140,529,72
預り金 源泉徴収所得税・住民税、契約保証金等 前受収益		42,891,635	42,891,63 543,22
事業用地目的外使用料 賞与引当金 役職員に係る賞与引当金		543,220 40,383,321	40,383,32

	負債の部		
E A	内 訳	A deci	A docu
区 分 固定負債	摘 要	金額	金額 211,783,273,348
広島高速道路債券			155,700,000,000
A PARTICIPATION OF THE PARTICI	広島高速道路債券	155,700,000,000	100,100,000,000
地方公共団体借入金			26,798,571,395
	広島県借入金(特別転貸債)	13,396,785,295	
地方公共団体金融機構借入金	広島市借入金(特別転貸債)	13,401,786,100	691,108,905
地分五兴四件並附及持旧八並	地方公共団体金融機構借入金	691,108,905	091,100,900
政府借入金	NO DATE TO SERVICE TO	031,100,300	28,238,177,092
	政府借入金 (有料道路整備等資金貸付金)	25,670,677,092	
	政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)	2,567,500,000	
退職給付引当金			000 404 405
逐順桁付 引 3 金	役職員の退職手当引当金	262,424,437	262,424,437
ETCマイレージ引当金	KANGE VERM 1 I JI I III	202,121,101	28,324,270
	ETCマイレージ引当金	28,324,270	
資産見返補助金			64,308,156
長期受入保証金	政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金	64,308,156	250.000
长州 安人保証金	長期受入保証金	359,093	359,093
	人列又八杯皿	505,050	
特別法上の引当金等			95,437,216,202
償還準備金			82,366,948,378
Me m in the chi-to-	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	82,366,948,378	10.050.005.004
償還準備積立金	消費税還付金	13,070,267,824	13,070,267,824
	111 至小小区11 元	10,010,201,024	
負 債 の 部 合 計			
-	正 味 財 産		90,052,100,000

令和5事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

令和6年3月31日現在

	部	負債及び資本の部		
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
	円		円	
流動資産	8,187,935,585	流動負債	22,480,398,499	
現金・預金	5,490,151,493	1年内返済予定長期借入金	18,772,486,921	
未収金	1,607,013,498	未払金	3,483,563,673	
原材料・貯蔵品	1,090,570,594	未払費用	140,529,729	
前払費用	200,000	預り金	42,891,635	
		前受収益	543,220	
固定資産	411,103,141,217	賞与引当金	40,383,321	
事業資産	304,279,488,330			
道路	304,279,488,330		211,783,273,348	
事業資産建設仮勘定	106,234,877,577		155,700,000,000	
道路建設仮勘定	106,234,877,577		26,798,571,395	
有形固定資産	582,579,497	地方公共団体金融機構借入金	691,108,905	
建物	579,709,915		28,238,177,092	
車両・運搬具	2	退職給付引当金	262,424,437	
工具・器具・備品	2,869,580		28,324,270	
無形固定資産	5,595,813	資産見返補助金	64,308,156	
電話加入権	4,646,480	長期受入保証金	359,093	
その他の無形固定資産	949,333			
投資その他の資産	600,000	特別法上の引当金等	95,437,216,202	
敷金・保証金	600,000	償還準備金	82,366,948,378	
		償還準備積立金	13,070,267,824	
繰延資産	461,911,247	(負債合計)	329,700,888,049	
債券発行費	443,528,897	1		
調査費	18,382,350	基本金	90,052,100,000	
		地方公共団体出資金	90,052,100,000	
		(資本合計)	90,052,100,000	
資 産 合 計	419,752,988,049	負債・資本合計	419,752,988,049	

令和5事業年度 広島高速道路公社損益計算書

令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで

費用の部		収益の部		
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
樹 定 科 目 経常費用 事業資産管理費 道路管理費	## 78	経常収益	世 12,821,137,021 12,292,341,247 12,056,633,792 51,185,318 183,309,507 1,212,630 408,048,000 408,048,000 120,747,774 9,497,403 111,250,371	
合 計	12,821,137,021	合 計	12,821,137,021	